

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 65 号

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和32年岩手県条例第39号）第 3 条の規定により、岩手県立療育センターの指定管理者（療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号）第 2 条に規定する指定管理者をいう。）に派遣された者に対する給料の調整額に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の調整額)

第 2 条 給料の調整を行う職は、岩手県立療育センターに勤務する別表第 1 の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第 2 に掲げる調整基本額（その額が給料月額
の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数
を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額の 100 分の 25
を超えるときは、給料月額の 100 分の 25 に相当する額）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定により給料の調整を行う職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる
職員の調整基本額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号
に定める割合を乗じて得た額をその者に係る調整基本額に加えた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨
てた額）とする。

(1) 平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで 100分の75

(2) 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで 100分の50

(3) 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成18年 4 月 1 日（以下この項において「経過措置基準日」という。）の前日から引き続き一般職の職員の給与に関する
条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第24条の規定により給料の調整を行う職を占める職員（以下
この項において「給料の調整額適用職員」という。）（第 3 号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用さ
れていた調整基本額

(2) 経過措置基準日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び経過措置基準日以後に新たに
給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 経過措置基準日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場
合に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）による改正前の給与条例及び都南
の園設置条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第76号）による改正前の一般職の職員の給料の調整額に関する条例
並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給
を基礎として職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第31号）による改正前
の職員の給料の調整額に関する規則（昭和55年岩手県人事委員会規則第 3 号）（次号において「改正前の規則」という。）第
2 条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 経過措置基準日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（経過措置基準日以後に新たに給料表の適用を受ける
こととなった職員を除く。） 経過措置基準日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当

することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、経過措置基準日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第2条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、経過措置基準日以後に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年岩手県人事委員会規則第42号。以下「給料の経過措置規則」という。)第4条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、知事の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 給料の経過措置規則第4条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

- (4) 経過措置基準日以後に、給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他知事の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が経過措置基準日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

別表第1 適用区分表(第2条関係)

| 職 員 | 調整数 |
|---|-----|
| (1) 肢体不自由児の育成医療に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師 | 3 |
| (2) 肢体不自由児又は障害者の教育及び指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び生活支援員 | 2 |
| (3) 肢体不自由児の育成医療又は障害者の更生医療に直接従事することを本務とする医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 | |
| (4) 本務として勤務する施設長 | 1 |

別表第2 調整基本額表(第2条関係)

1 行政職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 6,500円 |
| 2 級 | 8,500円 |
| 3 級 | 9,600円 |
| 4 級 | 10,200円 |
| 5 級 | 10,600円 |
| 6 級 | 11,200円 |
| 7 級 | 12,100円 |
| 8 級 | 12,700円 |
| 9 級 | 14,400円 |
| 10級 | 16,000円 |

2 医療職給料表(1)

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 10,800円 |
| 2 級 | 13,100円 |
| 3 級 | 14,500円 |
| 4 級 | 15,500円 |

3 医療職給料表(2)

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 6,100円 |
| 2 級 | 8,000円 |
| 3 級 | 9,100円 |
| 4 級 | 9,700円 |
| 5 級 | 10,500円 |
| 6 級 | 11,300円 |
| 7 級 | 12,200円 |

4 医療職給料表(3)

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---------|
| 1 級 | 8,000円 |
| 2 級 | 9,400円 |
| 3 級 | 9,700円 |
| 4 級 | 10,000円 |
| 5 級 | 10,400円 |
| 6 級 | 11,600円 |